

## 西宮市生活保護受給者求職支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 西宮市生活保護受給者求職支援事業(以下「事業」という。)は、就労可能な生活保護受給者に職業訓練等を受講させることによりキャリア・アップを図るとともに、就労体験などを通じて就労意欲の維持・喚起を促し、もって就労自立を支援することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 事業の実施主体は、西宮市(以下「市」という。)とする。

### (実施方法)

第3条 市長は、この事業を適切に運営することができると思われる法人に委託して、実施することができる。

### (対象者)

第4条 支援の対象者は、西宮市において生活保護を受給中の者で一定程度の就労能力・就労意欲を有し、事業の趣旨に同意し、事業による支援を受けることにより就労自立の可能性が見込める者とする。

### (対象者の選定)

第5条 対象者の選定は西宮市福祉事務所において行なう。

### (事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 職業訓練等の受講支援に関すること。
- (2) 就労体験(トライアル・ワーク)の実施に関すること。
- (3) 求職者支援講座の実施に関すること。
- (4) 職場開拓に関すること。
- (5) 就労に関連する相談に関すること。
- (6) その他事業の目的を達成するために必要なこと。

### (職員の配置等)

第7条 事業を効果的かつ効率的に運営する為に、主に職業訓練等の受講支援を担当する職員及び主に職場開拓を担当する職員を配置し、相互に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

### (職員の責務)

第8条 事業に従事する者は、対象者及び対象世帯のプライバシーの尊重に万全を期し、事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、退職後も同様とする。

2 事業に従事する者は、あらゆる機会をとらえ、支援技術の向上を図るための自己研鑽に努めるものとする。

(事業計画の提出)

第9条 事業を受託した事業者（以下「事業実施者」という。）は、市長に対して事業実施計画書を作成し、市長の承認を得なければならない。なお、年度途中に変更しようとする場合も同様とする。

(実施状況の報告)

第10条 事業実施者は、市長に対して事業実施報告書を作成し、翌月10日までに市長に提出しなければならない。

2 事業実施者は、年度終了後30日以内に業務に関する実績報告書及び収支計算書を、市長に提出しなければならない。

(帳簿等の整備)

第11条 事業実施者は当該事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ証拠書類等を整理し、当該事業終了後5年間保存しなければならない。

(委託の解除)

第12条 市長は、事業実施者が事業の目的を果たすことができないと認められる場合は、委託を解除することができる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年8月1日から実施する。